

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
茨城県つくば市	5	自動運転における遠隔監視・操作者の運転免許要件の緩和【新規】	日常生活圏における目的地へのスムーズな移動を実現するため、AI配車システムを活用した区域運行型のオンデマンドバスを運行する。学園東大通り（茨城県道55号、24号）の一部区間及びスマートキャンパス化する筑波大学構内に自動運転循環バスを導入する。	自動循環バスサービスを市中心部に導入することで、主要施設への公共交通でのアクセスが向上し住民のみならず、市外からの交流人口の増加が期待できる。	自動運転車の遠隔監視及び操作を行う場合でも旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で走行させようとする場合は、自動車の種類に応じた第二種免許を受けている必要がある。	道路交通法（昭和35年法律第105号）第85条第2項第86条第1項	道路交通法第85条第2項による第一種免許を受けた者が運転可能な自動車の種類について、旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で走行させようとする場合であっても、自動運転車の遠隔監視及び操作に限定した場合は、第二種免許でなく、第一種免許での運転を可能とすること。	警察庁	現在、遠隔操作者が遠隔から電気通信技術を利用して、運転の主体として運転操作を行う場合には、その者が車両の種類に応じた第二種運転免許を受け、また、実施主体が道路使用許可を受ける必要があります。「官民ITS構想・ロードマップ2020」等において、2022年度頃に限定地域における遠隔監視のみの無人自動運転移動サービスの実現が可能となるように政府として目指すこととされていることを踏まえ、従来の「運転者」の存在を必ずしも前提としない場合における交通ルールの在り方について、運転免許の必要性も含めて警察庁で検討を進めているところです。
茨城県つくば市	6	パーソナルモビリティの公道走行及び無人自動走行の実現【継続・一部変更】	原動機を用いる身体障害者用の車椅子、搭乗型移動支援ロボット等を含む歩行領域において人の移動を支援する原動機付の車（以下「パーソナルモビリティ」という。）の公道走行及び無人自動走行を道路交通法上可能とし、例えばバス停から自宅まで、自宅からバス停までの歩行を支援するための革新的なシェアリングサービスを実現する。また、高齢者や障害者が移動する際に介助者が同乗して移動できるように、複数人が搭乗可能なパーソナルモビリティのシェアリングサービスを実現する。	都市においては回遊性の向上、郊外においては交通弱者の外出トリップ数の増大、フレイル予防、ソーシャルインクルージョン、地区の持続性が促進され、より多くの住民が幸福感高く生活できる街が実現できる。	パーソナルモビリティは、原動機を用いる身体障害者用の車椅子を除き、道路交通法上、原動機付自転車や自動車として扱われる可能性が高く、現行法上、原則歩行領域を含む公道を走行できない。また、無人自動走行が認められていない。	道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項、第3項道路運送車両法（昭和26年法律第185号）	道路交通法第2条第3項による同法における歩行者の範囲について、パーソナルモビリティについては、原動機を用いる身体障害者用の車椅子と同様に、同項の規定に準じ、歩行者の範囲に含めること。また、同法上歩行領域において目的地からシェアリングステーションに帰還する際等の当該パーソナルモビリティの無人自動走行（監視者なし（遠隔を含む。））を可能とすること。なお、当該パーソナルモビリティについては、道路運送車両法の適用除外とすること。	警察庁	御意見を踏まえつつ、引き続き、新たなモビリティを含む多様な交通主体全てにわたる新たな交通ルールの在り方について、当庁が開催する「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」において検討を進めてまいります。（※令和3年11月時点） 令和3年4月に公表した中間報告書においては、一定の大きさ、速度以下の車であれば、歩行者と同様に、歩道等を通行させることとする旨の考え方が示されたところですが、現在の開発状況を踏まえると、少なくとも、緊急時等において、遠隔にいる自然人が必要な操作をすることが必要であり、自然人が何ら関与しない形で車を道路で通行させる技術は未だ開発されていないと認識しています。これを踏まえ、現在、現場の保安要員は必須ではないものの、緊急時等に対応する遠隔監視操作者は必要とする方向で法改正を検討しています。（※令和3年11月時点）仮に、自然人が何ら関与しない形で車を道路で通行させたいということであれば、当該車の性能等を踏まえて、警察において、その対応について検討を行うため、個別に御相談ください。
					原動機を用いる身体障害者用の車椅子は、最高速度が時速6kmと低速であるため、長距離の移動の際の負担が大きいです。なお、経済産業省「電動車いす等安全対策・普及推進事業（参考資料24）」における市民による電動車いすの試乗アンケートでも速度が遅すぎるとの指摘がある。	道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の4第1項第2号口	道路交通法施行規則第1条の4の原動機を用いる身体障害者用の車椅子の基準について、つくば市内で実施している搭乗型移動支援ロボットの歩行領域における実証実験では、最大で時速10kmで走行し、約3万kmにわたって約10年間無事故であることを踏まえ、歩行領域における速度の上限については、これを時速10kmとすること。また、原動機を用いる身体障害者用の車椅子以外のパーソナルモビリティについても同様の取扱とすること。	警察庁	成長戦略実行計画（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえ、警察庁では、今年度中に、車の最高速度等を基準とした車両区分を設け、走行場所等の交通ルールに関する制度改正を行うための道路交通法の改正案を策定し、次期通常国会に提出することを予定しています。御指摘のパーソナルモビリティ等の通行方法に関し、国家戦略特別区域における特例措置を設けることについては、当該道路交通法の改正内容を踏まえて検討する必要がありますが、その際には、つくば市における実証実験の蓄積を踏まえて対応を検討させていただきます。
					原動機を用いる身体障害者用の車椅子は、高さ要件のため、障害物の検知や道路状況を把握し、安全な走行を支援するためのセンサー等を適切な位置に取り付けることができない。また、幅及び長さ要件のため、複数人が安全に搭乗することができない。	道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の4第1項	道路交通法施行規則第1条の4第1項による原動機を用いる身体障害者用の車椅子の高さについては、これを撤廃するとともに、幅及び長さの要件を緩和すること。また、原動機を用いる身体障害者用の車椅子以外のパーソナルモビリティについても同様の取扱とすること。	警察庁	御意見を踏まえつつ、引き続き、新たなモビリティを含む多様な交通主体全てにわたる新たな交通ルールの在り方について、当庁が開催する「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」において検討を進めてまいります。（※令和3年11月時点）
					国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第25条の2から第25条の6まで（第25条の5を除く。）の規定による革新的な産業技術の有効性の実証に係る道路運送車両法等の特例より、自動車の自動運転の実証実験については道路運送車両の保安基準や道路使用許可の特例が設けられ、事前規制が最小化されているが、パーソナルモビリティ（歩行領域を含む公道における人の移動を支援する原動機付の車）の遠隔自動運転及び無人自動運転については特例措置の適用対象とされておらず、国家戦略特区法に基づく地域限定型サンドボックス制度を活用した実証実験が実施できない。	国家戦略特別区域法第25条の2から第25条の6まで（第25条の5を除く。）	国家戦略特別区域法第25条の2から第25条の6まで（第25条の5を除く。）の規定による革新的な産業技術の有効性の実証に係る道路運送車両法等の特例に係る高度な産業技術について、パーソナルモビリティについても適用対象に加えること。	内閣府 国土交通省 警察庁	自動運転や無人航空機については、これまで国家戦略特区においても、その実証実験を積極的に進めてきましたが、既存の法令の下では、先進的な技術になればなるほど、実証開始までに相当の時間と調整を要していたため、自動車の自動運転や無人航空機など対象となる「近未来技術」の実証分野を明確化した上で、事前規制・手続を最小化するための仕組みについて、国家戦略特区の制度を活用して導入すべきとの複数の意見が特区自治体や実証事業者、有識者等から提出されたことなどを踏まえ、国家戦略特区におけるサンドボックス制度を創設したものです。 サンドボックス制度の対象の拡大については、活用状況や具体的なニーズ等を踏まえ、関係省庁と検討してまいります。
					パーソナルモビリティの（歩行領域を含む公道における人の移動を支援する原動機付の車）の遠隔自動運転及び無人自動運転については現行制度上、認められておらず、実証実験を含む公道の走行ができない。	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条	当該実証実験を含む公道走行が実施可能となるよう、当該パーソナルモビリティについては、原動機を用いる身体障害者用の車椅子と同様に、道路運送車両法第2条第1号の「道路運送車両」、同条第2号の「自動車」及び同条第3号の「原動機付自転車」の範囲に含めず、道路運送車両法の適用除外とすること。	国土交通省	自動運転技術を用いるパーソナルモビリティを道路運送車両法の適用除外にすることについては、警察庁で開催された「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」での検討結果等を踏まえ、検討を進めてまいります。
					パーソナルモビリティの（歩行領域を含む公道における人の移動を支援する原動機付の車）の遠隔自動運転及び無人自動運転については現行制度上、認められておらず、実証実験を含む公道の走行ができない。	道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項、第3項	当該実証実験を含む公道走行が実施可能となるよう、道路交通法第2条第3項による同法における歩行者の範囲について、パーソナルモビリティについては、原動機を用いる身体障害者用の車椅子と同様に、同項の規定に準じ、歩行者の範囲に含めること。また、同法上歩行領域を含む公道において目的地からシェアリングステーションに帰還する際等の当該パーソナルモビリティの無人自動走行（監視者なし（遠隔を含む。））を可能とすること。	警察庁	令和3年12月に公表した「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会報告書」においては、一定の大きさ、速度以下の車であれば、歩行者と同様に、歩道等を通行させることとする旨の考え方が示されたところですが、現在の開発状況を踏まえると、少なくとも、緊急時等において、遠隔にいる自然人が必要な操作をすることが必要であり、自然人が何ら関与しない形で車を道路で通行させる技術は未だ開発されていないと認識しています。これを踏まえ、現在、現場の保安要員は必須ではないものの、緊急時等に対応する遠隔監視操作者は必要とする方向で法改正を検討しています。（※令和3年12月時点）仮に、自然人が何ら関与しない形で車を道路で通行させたいということであれば、当該車の性能等を踏まえて、警察において、その対応について検討を行うため、個別に御相談ください。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
茨城県つくば市	7	シェアードスペース（歩車共存空間）の社会実装化【継続・一部変更】	つくば駅周辺、周辺部、70街区（グリーンフィールド）において、歩行者（パーソナルモビリティ及び荷物搬送ロボット等を含む。）が道路空間を自由に通行でき、車両も低速で進入できる歩車共存空間であるシェアードスペースのエリア設定を行う。	<p>シェアードスペースとして、歩行者がゆったりと歩くことを楽しみ、車がスピードを出しづらい空間デザインを導入することで、以下の経済的社会的効果が期待される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●道路の利活用によるコミュニティの賑わいが導出される。 ●住民が主体的に道路の使い方を考えることで、地域の住民による道路管理が進み、長期的に維持管理コストが削減される。 ●通行車両の平均速度低下による、細街路における歩行者の交通事故・人身事故が減少する。 	<p>道路構造令(昭和45年政令第320号)で規定される道路は、第一種から第四種からなるが、歩行者が道路空間全体を自由に通行でき、かつ、一般の車両も当該空間に（低速で）進入できる空間を指している同一空間を使用できる区分やルールがない。</p>	<p>道路法（昭和27年法律第180号）道路構造令第3条第31条の2</p>	<p>道路構造令第3条による道路の区分については、同令に低速車両と歩行者が同一空間を通行できる道路を新設するか、又は設計速度が1時間につき15km以下である道路では、特別な通行帯を設けずに自動車、自転車及び歩行者が通行できるものとする。具体的には、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●歩行者が道路空間を自由に通行でき、一般の車両も低速で進入できる空間について、道路法に新たな道路制度を設けること。 ●道路構造令第3条による道路の区分については、同令に低速車両と歩行者が同一空間を通行できる道路を新設するか、又は設計速度が1時間につき15km以下である道路では、歩行者の安全確保のための措置を講じた上で、特別な通行帯を設けずに自動車、自転車及び歩行者が道路空間全体を自由に通行できるものとする。 ●上記の道路においては、歩行者の安全の確保として、車両速度を道路側の設備等から強制的に制御するシステムによる車両の速度を抑制する対策や、路面に敷設されたライン上をパーソナルモビリティにトレースさせるシステムの設置等について定めること。 	国土交通省	<p>規制速度や交通主体ごとの通行区分については、道路交通法で規定されており、道路法や道路構造令で規定するものではない。低速車両と歩行者が同一空間を通行できる空間としては、歩道と車道の境界のない道路が想定され、車両の走行や歩行者の通行は道路構造の観点からは可能であると考えます。</p>
					<p>道路交通法（昭和35年法律第105号）第10条に規定される歩行者の通行方法について、歩行者は道路の右側端に寄って通行しなければならないとされており、シェアードスペース全体を歩行者が自由に通行することができない。</p>	<p>道路交通法第9条第10条</p>	<p>シェアードスペースにおいては、道路交通法第10条による歩行者の通行区分を適用除外とすること。また、同法第9条による歩行者用道路を通行する車両の義務について、シェアードスペースについては、これを通行する車両に同様の義務を定めること。</p>	警察庁	<p>御提案の「歩車共存空間」は、現行法上の歩行者用道路において、例外的に一定の車両が通行できることとすることで実現可能であると認識しています。そのような場所において、車両は、特に歩行者に注意して徐行しなければならないとしており、歩行者の右側通行義務はなくなることから、御提案の内容は、既に現行法で規定されています。</p>

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
茨城県つくば市	9	荷物搬送ロボットの公道走行及び無人自動走行の実現【継続・一部変更】	歩行領域において荷物の搬送を支援する原動機付の車（以下「荷物搬送ロボット」という。）の公道走行及び無人自動走行を道路交通法上可能とし、例えば買物後の重い荷物の搬送を追随型荷物搬送ロボットが支援するなどの革新的な搬送サービスを実現する。	荷物搬送ロボットによる革新的な搬送サービスにより、高齢者や障害者等の交通弱者や時間にゆとりのない子育て世代等の買物困難者の買物の負担軽減につながる。	荷物搬送ロボットは、道路交通法上、原動機付自転車や自動車として扱われる可能性が高く、現行法上、原則歩行領域を含む公道を走行できない。また、無人自動走行が認められていない。	道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項、第3項道路運送車両法（昭和26年法律第185号）	道路交通法第2条第3項による同法における歩行者の範囲について、荷物搬送ロボットについては、原動機を用いる歩行補助車等と同様に、同項の規定に準じ、歩行者の範囲に含めること。また、同法上歩行領域を含む公道において当該荷物搬送ロボットの無人自動走行（監視者なし（遠隔を含む。））を可能とすること。なお、当該荷物搬送ロボットについては、道路運送車両法の適用除外とすること。	警察庁	令和3年12月に公表した「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会報告書」においては、これらのロボットについて、一定の大きさ、速度以下のものであれば、歩行者と同様に、歩道等を通行させることとする旨の考え方が示されたところです。現在の開発状況を踏まえると、少なくとも、緊急時等において、遠隔にいる自然人が必要な操作をすることが必要であり、自然人が何ら関与しない形でロボットを道路で通行させる技術は未だ開発されていないと認識しています。これを踏まえ、現在、現場の保安要員は必須ではないものの、緊急時等に対応する遠隔監視操作者は必要とする方向で法改正を検討しています。（※令和3年12月時点）なお、現行法下においても、道路使用許可を受けることで、現場に保安要員がいらない形でロボットを通行させることは可能です。仮に、自然人が何ら関与しない形でロボットを道路で通行させたいということであれば、当該ロボットの性能等を踏まえて、警察において、その対応について検討を行うため、個別に御相談ください。
					国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第25条の2から第25条の6まで（第25条の5を除く。）の規定による革新的な産業技術の有効性の実証に係る道路運送車両法等の特例より、自動車の自動運転の実証実験については道路運送車両の保安基準や道路使用許可の特例が設けられ、事前規制が最小化されているが、荷物搬送ロボットの遠隔自動運転及び無人自動運転については特例措置の適用対象とされておらず、国家戦略特区法に基づく地域限定型サンドボックス制度を活用した実証実験が実施できない。	国家戦略特別区域法 第25条の2から第25条の6まで（第25条の5を除く。）	国家戦略特別区域法第25条の2から第25条の6まで（第25条の5を除く。）の規定による革新的な産業技術の有効性の実証に係る道路運送車両法等の特例に係る高度な産業技術について、荷物搬送ロボットについても適用対象に加えること。	内閣府 国土交通省 警察庁	自動運転や無人航空機については、これまで国家戦略特区においても、その実証実験を積極的に進めてきましたが、既存の法令の下では、先進的な技術になればなるほど、実証開始までに相当の時間と調整を要していたため、自動車の自動運転や無人航空機など対象となる「近未来技術」の実証分野を明確化した上で、事前規制・手続を最小化するための仕組みについて、国家戦略特区の制度を活用して導入すべきとの複数の意見が特区自治体や実証事業者、有識者等から提出されたことなどを踏まえ、国家戦略特区におけるサンドボックス制度を創設したものです。 サンドボックス制度の対象の拡大については、活用状況や具体のニーズ等を踏まえ、関係省庁と検討してまいります。
					荷物搬送ロボット（歩行領域において荷物の搬送を支援する原動機付の車）については公道走行及び無人自動走行は現行制度上、認められておらず、実証実験を含む公道の走行ができない。	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条	当該実証実験を含む公道走行が実施可能となるよう、当該荷物搬送ロボットについては、原動機を用いる身体障害者用の車椅子と同様に、道路運送車両法第2条第1号の「道路運送車両」、同条第2号の「自動車」及び同条第3号の「原動機付自転車」の範囲に含めず、道路運送車両法の適用除外とすること。	国土交通省	自動運転技術を用いるロボットを道路運送車両法の適用除外にすることについては、警察庁で開催された「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」での検討結果等を踏まえ、検討を進めてまいります。
					荷物搬送ロボット（歩行領域において荷物の搬送を支援する原動機付の車）については公道走行及び無人自動走行は現行制度上、認められておらず、実証実験を含む公道の走行ができない。	道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項、第3項	当該実証実験を含む公道走行が実施可能となるよう、道路交通法第2条第3項による同法における歩行者の範囲について、荷物搬送ロボットについては、原動機を用いる歩行補助車等と同様に、同項の規定に準じ、歩行者の範囲に含めること。また、同法上歩行領域において当該荷物搬送ロボットの無人自動走行（監視者なし（遠隔を含む。））を可能とすること。	警察庁	令和3年12月に公表した「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会報告書」においては、これらのロボットについて、一定の大きさ、速度以下のものであれば、歩行者と同様に、歩道等を通行させることとする旨の考え方が示されたところです。現在の開発状況を踏まえると、少なくとも、緊急時等において、遠隔にいる自然人が必要な操作をすることが必要であり、自然人が何ら関与しない形でロボットを道路で通行させる技術は未だ開発されていないと認識しています。これを踏まえ、現在、現場の保安要員は必須ではないものの、緊急時等に対応する遠隔監視操作者は必要とする方向で法改正を検討しています。（※令和3年12月時点）なお、現行法下においても、道路使用許可を受けることで、現場に保安要員がいらない形でロボットを通行させることは可能です。仮に、自然人が何ら関与しない形でロボットを道路で通行させたいということであれば、当該ロボットの性能等を踏まえて、警察において、その対応について検討を行うため、個別に御相談ください。
茨城県つくば市	10	原動機を用いる身体障害者用の車椅子の寸法要件の緩和【継続・一部変更】	スーパーが近くにない郊外部において、移動スーパーの利用に係る利便性を向上する。例えば、原動機を用いる身体障害者用の車椅子で自宅から移動スーパーへ移動し、買物後の荷物も当該車椅子に乗せて自宅まで移動する。	免許を持っていない高齢者等の居宅近傍エリアにおいて買物ができるように、日常生活の利便性が向上する。	道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の4第1項	道路交通法施行規則第1条の4第1項による原動機を用いる身体障害者用の車椅子の基準について、原動機を用いる身体障害者用の車椅子の高さについては、これを撤廃するとともに、幅及び長さの要件を緩和すること。また、原動機を用いる身体障害者用の車椅子以外のパーソナルモビリティについても同様の取扱とすること。	警察庁	御意見を踏まえつつ、引き続き、新たなモビリティを含む多様な交通主体全てにわたる新たな交通ルールの在り方について、当庁が開催する「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」において検討を進めてまいります。（※令和3年11月時点）	
茨城県つくば市	12	検体測定室で得られた測定結果の診療利用の可能化【新規】	検体測定室で得られた検査結果を薬局等での健康アドバイスや保健指導、遠隔診療等で活用することで、生活習慣病の予防・早期発見・重症化予防につなげる。	地域住民のセルフメディケーションを促進する検体測定室の有用性を高めることで、地域住民の糖尿病や動脈硬化の早期発見・重症化予防につながる。また、透析を必要とする慢性腎不全は、保険診療点数全体に占める割合が大 きいが、つくば市では当該疾患による後期高齢者医療の外来診療の標準化保険診療点数が、全国比約1.7倍と大きく、将来的な削減が期待できる。	臨床検査技師等に関する法律第二十条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（昭和56年厚生省告示第17号）第4号により、検体測定室は「診療の用に供する検体検査を行うものを除く」とされ、薬剤師による保健指導や医師が遠隔診療等に活用することができない。	臨床検査技師等に関する法律第二十条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設第4号	厚生労働省	検体測定室における簡易な検査は、国民の健康意識の醸成や、健康診断や医療機関受診への動機付けを高める観点から、利用者が検体採取し、検査結果も利用者自身で判断・管理することで、自己健康管理の一助となるようなサービスとして実施されるものであり、診療を目的としたものではありません。一方、病院等の診療の用に供する検体検査については、検査結果が診療に著しい影響を与えることから、委託できる者を衛生検査所等に限定するとともに、衛生検査所においては、臨床検査技師等に関する法律により、検査の精度を保つための登録基準や義務を定めており、検体測定室で行われる検査とはその目的が異なるものであるため、診療の用に供する検体検査を検体測定室で行うことは認められません。ただし、検体測定室で得られた測定結果が、医学的判断を伴わない健康アドバイスの用いられることは規制の対象となりません。	

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
茨城県つくば市	13	健康関連データの一元管理を可能とするためのマイナンバーの利用等に関する特例措置【継続・一部変更】	自治体や国立大学法人、国立研究開発法人、医療機関、薬局等の各機関に分散する健康関連データ（生活ログ、食料品の購入履歴、診療履歴等の様々なデータ）をマイナンバーにより紐づけし、ワクチンの接種記録や処方箋、自治体健診のデータ等を、本人及び本人が同意した事業者が一元的に参照することを可能とする。	生活ログ、食料品の購入履歴、診療履歴等の様々なデータを合わせた解析により、住民の属性や状況に応じたきめ細かい健康増進サービス等を効率的に提供することが可能となり、住民の健康寿命の延伸につながる食生活の改善、運動の習慣化等の行動変容の実現を目指す。さらには、健康寿命の延伸、医療費抑制が期待できる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）において、個人番号を含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）としての扱いとなり、同法第19条により提供先と利用範囲が限定され、また、同法第20条により収集及び保管も制限されている。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第8項第19条第20条	①自治体が保有する診療情報（特定個人情報）について、国家戦略特区に係る区域計画に記載された国立大学法人、国立研究開発法人等のうち本人が同意した公的機関に、同意した利用目的の範囲内で提供することを可能とすること。また、これらの機関が個人番号を収集し、及び保管することを可能とすること。 ②自治体が保有する診療情報（特定個人情報）について、上記の機関に医療機関、薬局等の民間機関を加え、これらのうち本人が同意した機関に、同意した利用目的の範囲内で提供することを可能とすること。また、これらの機関が個人番号を収集し、及び保管することを可能とすること。 ③自治体が保有する健康関連データ（特定個人情報）のうち国家戦略特区に係る区域計画に記載されたものについては、社会保障分野の対象範囲を拡張し、データガバナンスやデータ管理の信頼性の高い機関への提供や利用、当該機関による収集及び保管を可能とすること。	デジタル庁	マイナンバー法第9条第2項により、「地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。」とされている。ご提案の実現に当たっては、本規定の活用を検討いただきたい。
茨城県つくば市	14	転院搬送における医師等による患者の管理方法の要件緩和及び救急隊編成の要件緩和【新規】	回復期における高次医療機関から他の医療機関への転院搬送において、搬送車内の患者状態を医師が遠隔で常時観察して搬送する。また医師又は看護師が遠隔で観察する場合には、救急車で搬送する救急隊員を2名編成とする。	搬送元の医療機関の医師や看護師が同乗することなく搬送できることで、高次医療機関の医療資源（医師及び看護師）を確保できるとともに、地域医療機関の役割分担と連携が促進される。また、救急隊員の2名編成が維持される。	昭和49年12月13日消防令第131号、広島県総務部長あて消防庁安全救急課長回答及び転院搬送における救急車の適正利用の推進について（平成28年3月31日付け消防救第34号、医政発0331第48号）により、転院搬送は医療機関の管理と責任において実施するものとされているため、原則として搬送元病院の医師又は看護師の同乗が必要となっている。また、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第44条により救急隊員は3名以上の編成とされているところ、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第50条により、医師又は看護師が同乗する転院搬送に限り、救急隊員2名での編成が認められているが、医師又は看護師が遠隔監視することで救急車に同乗しない場合はこの特例は該当せず、救急隊員は3名編成とされている。	消防法施行令第44条 消防法施行規則第50条 昭和49年12月13日消防令第131号、広島県総務部長あて消防庁安全救急課長回答 転院搬送における救急車の適正利用の推進について	救急車による転院搬送において必要とされている搬送元の医療機関の管理方法について、搬送元の医療機関の医師又は看護師による救急車外からの遠隔観察を含めること。 また、消防法施行規則第50条による救急隊の編成の基準の特例条件として、医師又は看護師が救急車に同乗する場合と同様に、救急車外から遠隔観察する場合についても、救急隊員を2名編成可能とすること。	総務省 厚生労働省	消防機関が消防法（昭和23年法律第186号）上の救急業務として行う転院搬送は、転院搬送を要請する医療機関（以下「要請元医療機関」という。）がその管理と責任の下で行うため、原則として、要請元医療機関の医師又は看護師（以下「医師等」という。）の同乗が必要となっています。ご提案内容は、医師等による遠隔観察を行う場合、医師等の同乗を不要とするというものです。遠隔観察では、医師等が患者に対して直接の医行為を行えないなど、要請元医療機関がその管理と責任の下で搬送を行うという観点から、不適当と考えます。また、救急業務としての転院搬送については、救急隊員2名及び要請元医療機関等の医師、看護師等により対応可能としておりますが、この体制は傷病者の安静かつ安全な搬送と継続した応急処置等の実施という観点から救急車内に最低限必要な人員であることから、医師等が救急車外から遠隔観察している場合であっても、救急隊員2名により救急隊を編成することはできません。なお、緊急性の乏しい転院搬送については、消防機関が実施するものではなく、消防法上の救急業務に該当しないことから、医師等の同乗や救急隊の編成について定めはありません。
茨城県つくば市	15	診療情報の提供方法の電子化【継続・一部変更】	医療・介護情報等、利用者に関する外部情報と、センシングした利用者の身体情報に基づき、専門スタッフが身体機能向上のプログラム実施を遠隔でサポートする。	利用者が、自宅で簡便に自らの身体機能の維持改善に取り組むことで、自立度の維持・改善、介助者の時間的拘束や身体的負担の軽減が期待できる。さらに、医療・介護・福祉の社会保障コストの抑制が期待できる。	個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第9条には、保有個人データの開示方法は「書面の交付による方法（開示の請求を行った者が同意した方法があるときは、当該方法）」と規定されている。また、診療情報の提供等に関する指針（厚生労働省通知 平成15年9月12日医政発第0912001号）には、診療記録の開示方法は医療機関の管理者が指定できることになっている。	個人情報の保護に関する法律施行令第9条 診療情報の提供等に関する指針（平成15年9月12日医政発第0912001号）7(3)③	個人情報の保護に関する法律施行令第9条、診療情報の提供等に関する指針7(3)③による診療情報の開示について、開示の請求を行った者が希望する場合については、診療情報の電子データの電子メール等での交付を可能とすること。	個人情報保護委員会	令和4年4月に施行予定の改正個人情報保護法では、保有個人データの開示方法（現行、原則、書面の交付）について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようになります。 なお、提供方法の指定及び電磁的記録の受領を非対面で実施できる、以下のような事例があります。 事例2）電磁的記録を電子メールに添付して送信する方法 事例3）会員専用サイト等のウェブサイト上で電磁的記録をダウンロードしてもらう方法 <参考> 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）3-8-2 保有個人データの開示 https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210802_guidelines01.pdf
茨城県つくば市	17	水素の最大貯蔵量の緩和【継続・一部変更】	再開発、地域開発に水素利用分散型エネルギーシステムを設置し、エリア内に電力、熱エネルギー供給事業を行う。 住民の利用ニーズに応じたスポーツ施設や温浴施設等の健康増進施設に関わる温水プール、温浴施設への電力、熱エネルギー供給事業を行う。	水素利用分散型エネルギーシステムの拡充などにより脱炭素社会が促進される。	建築基準法（昭和25年法律第201号）により可燃性ガスである水素の最大貯蔵量の制限が定められており、エネルギー供給に必要な水素貯蔵に限界がある。なお、同法第48条ただし書許可を活用するとしても、その条件である「環境を害するおそれがない」かどうかを判断する基準（技術的助言）がないため、許可を出せない、あるいは許可を出すとしてもかなりの時間を要することが見込まれる。	建築基準法第48条 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第116条 第130条の	高圧ガス保安規則、消防法上の基準を満たし、国家戦略特区計画に定められた水素貯蔵施設については、当該計画の内閣総理大臣の認定をもって特定行政庁の許可があったものとみなすこと。	国土交通省	建築基準法第48条の用途規制は、市街地の環境を保全するために設けられているものであり、高圧ガス保安規則、消防法上の基準が満たされたとしても、許可する観点異なります。建築行政は自治事務であること、また、許可権者と認定権者が別であることから、内閣総理大臣の認定をもって許可があったものとみなすことは困難です。
茨城県つくば市	21	国家戦略特別区域計画の推進に係る随意契約の特例措置【新規】	市内発スタートアップやつくばSociety5.0トライアル支援事業（参考資料7）採択者等の商品又は役務であつて先端的サービスの推進やこれを支えるイノベーション環境の強化に資するものの調達について随意契約の対象とする。	市内発スタートアップやつくばSociety5.0トライアル支援事業採択者等の商品又はサービスの迅速な社会実装によるイノベーションの推進及び新産業の育成が期待できる。	現行の地方自治法等では、新事業分野の開拓を目的とした新商品等の調達について随意契約を締結することができることとされているが、先端的サービスの推進やこれを支えるイノベーション環境の強化に資するものを迅速に社会実装する目的については随意契約の対象とされていない。	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の3	国家戦略特区に係る区域計画に記載した商品又は役務であつて先端的サービスの推進やこれを支えるイノベーション環境の強化に資するものの調達については、地方自治法施行令第167条の2の特例措置を講ずること。	総務省	○ 地方公共団体の契約の締結については、最も競争性、透明性、経済性に優れた一般競争入札によることが原則ですが、地方自治法施行令第167条の2第1項各号で定めるいずれかの要件に該当する場合に限り、随意契約により契約を締結することができますとされています。 ○ 個別の契約が、同条各号に定める随意契約を締結する事由に該当するかについては、その目的、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮し、各地方公共団体が自らの責任において判断するものです。 ○ したがって、現行制度で対応可能と考えます。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全 省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
茨城県つくば市	22	国立大学法人の土地における最新技術を活用したイノベーション拠点等の整備のための手続の特例【新規】	国立大学法人の所有に属する土地や大学宿舍の跡地等を活用し、地域のイノベーション拠点として、スタートアップが入居する施設（事務所等）や、エネルギー供給設備等の整備を行う。	国立大学法人の所有に属する土地における最新技術を活用したイノベーション拠点等の整備が迅速化され、大学を中心とした地域経済の発展や社会課題の解決が促進される。	国立大学法人の所有に属する土地の貸付に係る文部科学大臣の認可と特別用途地区における用途緩和の条例に係る国土交通大臣の承認の2つの手続を並行して進めなければならない。	国立大学法人法（平成15年法律第112号）第34条の2 建築基準法第49条第2項	国家戦略特区に係る区域計画に記載した国立大学法人の所有に属する土地の貸付及び特別用途地区における用途緩和については、計画に係る内閣総理大臣の認定をもって、土地の貸付に係る文部科学大臣の認可及び特別用途地区における用途緩和の条例に係る国土交通大臣の承認を受けたものとみなす等の特例措置を講ずること。	文部科学省 国土交通省	<p>【国立大学法人法】 ご提案内容については、関係省庁と連携しながら、検討を進める。</p> <p>【建築基準法】 ご提案のうち、特別用途地区に関するものについては、具体的な事業が国家戦略建築物整備事業に該当する場合、国家戦略特別区域法第15条において、用途緩和手続のワンストップ化が図られています。具体的には、当該事業を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときには、当該認定の日において、当該事業の実施主体として当該区域計画に定められた地方公共団体に対する建築基準法第49条第2項の承認があったものとみなすこととしております。</p>
茨城県つくば市	23	スタートアップビザに関する特例措置【新規】	市内においてスタートアップを創業しようとする外国人が「経営・管理」の在留資格を取得するための創業活動期間を延長する。また、市内の大学・研究機関に所属する外国人研究者が、研究活動に従事しつつ創業や企業経営することを可能とする。	優れた専門知識を有する外国人が、市内で創業をしやすい環境を整備し、ユニコーン企業の創出を図ることで、大学や研究機関の研究成果を活用したビジネスを推進するとともに、市内経済の活性化を図る。ひいてはつくばスーパーサイエンスシティ構想を支えるイノベーション環境の強化につながる。	国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第16条の6による国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業については、国家戦略特別区域法施行令（平成26年政令第96号）第22条により、創業活動に係る入国期間が6か月以内とされているが、地方都市においては、大都市圏と異なり、創業環境を整備するための準備に時間を要する。また、市内の大学・研究機関に所属する外国人研究者が、研究活動に従事しつつ創業や企業経営を行うためには、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第329号）第19条第2項により、資格外活動許可が必要となる。	国家戦略特別区域法第16条の6 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第329号）第19条第2項	国家戦略特別区域法第16条の6 による国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業について、国家戦略特別区域法施行令第22条第1号二の「当該創業活動に係る事業に係る事業所を当該外国人の上陸後6月以内に当該国家戦略特別区域内に有することとなる見込みがあること」として、上陸後2年以内に延長すること。また、市内の大学・研究機関に所属する外国人研究者が、研究活動に従事しつつ創業や企業経営を行う場合に、資格外活動許可を不要とすること。	法務省	<p>【前段について】 在留資格「経営・管理」については、決定する在留期間の途中で事業が立ち行かなくなる等在留活動が途切れることが想定されるような場合には、在留資格に該当する活動を行うものとは認められないところ、上陸基準省令における事業所要件や事業規模要件は、外国人が経営又は管理に従事する事業が安定的・継続的に行われることを確保するための重要な基準である。その上で、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業は、本事業の実施区域を管轄する地方公共団体から創業活動の確認を受け、創業活動計画の定期的な進捗状況確認、帰国確保措置等の支援措置を受ける外国人については、本来上陸時に適合することが求められる上陸基準省令の要件を上陸後6月が経過するまでの間に満たせばよいこととする特例であることから、御提案の当該特例の期間を更に延長して2年以内とすることは、当該要件に適合しない期間を長期間認めることとなり、外国人が経営又は管理に従事する事業が安定的・継続的に行われることを前提とする在留資格「経営・管理」の活動内容からして困難である。 なお、御提案における「地方都市においては、大都市圏と異なり、創業環境を整備するための準備に時間を要する」旨の御指摘については、令和2年11月に開始した卒業後の起業活動措置により、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業を利用した者が、活動期間中に「経営・管理」で求められる事業所要件の基準を満たすことができなかった場合であっても、一定の要件を満たせば、起業に係る活動を行うとして在留資格「特定活動」を許可し、創業事業での在留期間と合わせて最長2年間の在留を認めることとしているため、活用されたい。また、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業における事業所要件については、構造上及び利用上の独立性を有する事業所を確保していなくても、関係地方公共団体が認定するコワーキングスペースやシェアオフィスで活動を行う場合には、最大1年間、要件を満たすものとして取り扱うことを特例的に認めているため、活用されたい。</p> <p>【後段について】 御提案の対象となる市内の大学・研究機関に所属する外国人研究者に係る在留資格が、「教授」又は「研究」である場合、当該外国人研究者が本来行うことのできる活動（以下「本来活動」という。）に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動（以下「資格外活動」という。）を行う場合には、当該資格外活動が、本来活動を阻害しない範囲内であること等を確認し、相当と認められるものであるかを個別に判断する必要があるため、資格外活動許可を不要とし、資格外活動を行うことを一律に可能とすることは困難である。 一方、御提案においては、「優れた専門知識を有する外国人が、市内で創業をしやすい環境を整備し、ユニコーン企業の創出を図ることで、大学や研究機関の研究成果を活用したビジネスを推進する」とされているところ、当該優れた専門知識を有する外国人研究者が在留資格「高度専門職」の許可を受けると、資格外活動許可を受けずに、研究等を行う活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営することが可能であるため、活用されたい。 なお、「高度専門職」の在留資格は、高度外国人材の活動内容を、「高度学術研究活動」、「高度専門・技術活動」及び「高度経営・管理活動」の3つに分類し、それぞれの特性に応じた項目毎のポイントの合計が70点に達した場合に許可し得るものであり、当該ポイントの項目としては、学歴、研究実績のほか、契約機関がイノベーションの創出の促進に資する支援措置を受けていること、国家戦略特別区域内において関係地方公共団体から必要な経費に関する補助金の交付等による支援を受けていること等がある。</p>